

# 一般社団法人 神奈川県管工事協会互助共済規約

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は一般社団法人神奈川県管工事協会(以下「協会」という)の定款第5条第6号の規定に基づき実施する互助共済事業の内容及びその方法について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 会 員 公営水道事業者に登録する指定給水装置工事事業者で、かつ協会の加入員をいう。
- (2) 従業員 会員事業所の従業員で退職共済契約による加入員をいう。
- (3) 家 族 会員と同居する一等親族(配偶者を含む)をいう。

## 第2章 互助共済事業と給付

(事業の種類)

第3条 協会が行う互助共済事業の種類は、次のものとする。

- (1) 火災見舞金
- (2) 死亡弔慰金
- (3) 傷病見舞金
- (4) 会員代表者退職一時金
- (5) 永年祝金

(火災見舞金)

第4条 会員の事業所が火災による災害を被り、損害を受けたときは見舞金を支給する。

2 前項の金額は、その都度実情調査のうえ理事会において決定する。この場合における給付の基準は全焼の場合は10万円とし損害の割合により次のとおりとする。

損 害 程 度	給 付 率
50%以上	100% (10万円)
50%未満	理事会の議による

(死亡弔慰金)

第5条 会員の代表者と、その家族ならびに従業員が死亡したときは、次の弔慰金を支給する。

- (1) 会員代表者 10万円
- (2) 家族 3万円
- (3) 従業員 1万円

(傷病見舞金)

第6条 会員の代表者及び従業員が傷病にかかったときは、医師の診断書(要呈示・コピー可)に基

づき次の見舞金を支給する。

傷病による入院期間	会員代表者	従業員
5日以上	20,000円	10,000円

(会員代表者退職一時金及び永年祝金)

第7条 会員の代表者として10年以上協会に加入し、その事業所を退いた者に次の見舞金を支給する。

- (1) 生存の場合 10万円
- (2) 死亡の場合 会員死亡弔慰金の金額による。

2 会員の代表者のうち65歳以上になった者に対し永年祝金(3万円)を贈る。

### 第3章 掛 金

(掛 金)

第8条 会員は、総会の定めるところにより、掛金を納入しなければならない。

### 第4章 支給手続と給付

(支給手続)

第9条 会員は、当該共済事由が発生したときは、給付申請書にその事実を証するに足る書類を添付して遅滞なく協会に申し出なければならない。

(支給の期日)

第10条 共済金の給付は、理事会の承認を得て会員の指定した送金方法に従い、毎月末に支給する。

### 第5章 雑 則

(規約の変更及び廃止)

第11条 この規約の変更及び廃止については、総会の議決を経なければならない。

(通知及び勧告)

第12条 協会が会員に対して行う通知及び催告は、会員名簿に記載したその者の住所に対して行う。

附 則

- 1 この規約は社団法人設立許可の日から施行する。
- 2 昭和56年3月18日一部改正(第3条、第5条、第6条、第7条関係)
- 3 昭和62年5月29日一部改正(第6条、第7条関係)
- 4 昭和63年6月1日一部改正(第3条の(5))
- 5 平成12年5月23日一部改正(表題、第1条、第2条の(1))
- 6 平成17年7月26日一部改正(第2条の(3))
- 7 平成24年5月29日一部改正(第4条、第5条、第6条、第7条関係)